

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 29 日現在

機関番号：30116

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2014

課題番号：24611015

研究課題名(和文)消費税の高税率化にともなう外国人旅行者の消費行動と免税制度活用モデルに係る研究

研究課題名(英文) A study about the effects of taxation, particularly consumption tax and tax exemption on tourist spending behavior and tourism revenue.

研究代表者

河本 光弘 (KAWAMOTO, Mitsuhiro)

札幌国際大学・観光学部・准教授

研究者番号：50458147

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,200,000円

研究成果の概要(和文)：2013年に史上初めて訪日外国人旅行者数が1,000万人を超え、2014年も訪日外国人旅行者数は約1,341万人にまで急増した。2020年に訪日外国人旅行者数2,000万人の目標実現が視野に入ってきた。この外国人観光客増加の経済効果を活かし、国内での観光消費目標30兆円を達成するためにも我が国の免税店やその制度の重要性は大きくなっているといえよう。

そこで、本研究では急増する外国人観光客の消費税免税店での消費実態等を初めて明らかにした。消費税の増税や消費税免税制度改定の影響やその利用地域格差などの課題を示し、その影響をモデル化した。

研究成果の概要(英文)：In 2013 for the first time in history, the number of the visits to Japan by foreigner tourists surpassed 10 million people and by 2014 had rapidly increased to approximately 13.41 million. In our field of vision was the 2020 goal of 20 million visits. The importance of a well-planned taxation (and exemption) system for tax-free shops to Japan is great, if the country wishes to achieve its sightseeing revenue goal of 30 trillion yen.

Therefore I wish to clarify the reality that for the first time levying of consumption tax on foreign visitors to tax-free shops is increasing. I show problems such as the tax increase of the consumption tax, the influence of the revision to exempt foreign visitors from the taxation system, and demonstrate the effects through discussing and modeling regional disparity.

研究分野：観光経済

キーワード：免税店 免税制度 観光消費 外国人旅行者 外国人観光消費 観光経済 消費税免税店 免税制度改定

1. 研究開始当初の背景

近年、我が国では観光庁の設立など「観光」を成長産業として位置づけ、2020年に訪日外国人観光客2,000万人等の目標を立てている。このように外国人観光客とその観光消費の増加が国内経済に与える波及効果は大きいと想定されているが、その消費の増減に大きな影響を与えることが想定される外国人旅行者の免税利用や免税店に関する我が国の研究は少ない。

(1)我が国「消費税の高税率化」と、免税店等観光に与える影響

欧米等先進国の多くは消費税や付加価値税等物品やサービス購入時に係る税率が10%を超えており、多くの外国人旅行者が免税品店等において免税でブランド品や土産物等を購入している。また、韓国や香港、シンガポール、米国ハワイでは免税品を購入することが日本人等観光客の重要な観光目的になっている。国内においても、欧米に比べ低い本調査申請時の5%の消費税率でもアジアからの旅行者を中心に電化製品等を免税で購入する旅行者が多く、沖縄では沖縄振興法により国内旅行者も対象の大規模免税店(DFS)が那覇市内に開業し、再開発地域の核になっている。一方、近い将来、我が国では他の先進国と同様に消費税率の高税率化が想定されており、国内外の旅行者の購買行動における変化が想定されている。

(2)わが国で少ない免税店関連の学術的研究

免税店や観光客の免税制度に関して、免税店の新規開店や改装、今後の動向等についての一般雑誌でのレポート類は多いものの、学術的研究は我が国では殆どされてこなかった。その少ない研究を見ても、樽見宗樹の英国での空港免税店の商取引に関する研究(2001)や空港免税店の経営に関する研究(2003)がある程度である(法律的な面での免税制度の学術的研究は除く)。

(3)海外で多い免税に関する消費者行動分析に関する研究

海外では免税店での消費者行動や免税店の観光客の誘致、旅行への動機付けに果たす役割に関する研究等幅広い研究がされている。これらの欧米の研究においても、我が国に関するものは、日本人の買物全体を扱ったものやハワイに関するものなどで、日本での免税店等での消費に関する研究はない。

(4)観光消費や免税店、モデル作成等に関するこれまでの研究実績

本研究者の研究実績は、北海道やニセコ等の道内各地における観光消費等の調査研究や観光の経済波及等の調査研究の実績がある。また、シンクタンク研究員の時代には、保税免税地域(FTZ)や免税ショッピングに関して、「新千歳空港周辺地域開発計画策定調査」(経済産業省北海道経済産業局委託)において、函館税関等の関連省庁とも連携し、

免税消費の研究等を詳細に実施した。また、共分散構造分析等によるモデル作成等の調査分析実績も有している。

2. 研究の目的

上記の研究背景から本研究では、免税制度や免税店の分類や経緯等を明らかにし、その国内外旅行者の免税店の利用状況(消費行動)や免税店の現状を把握するとともに韓国との国際比較を試み、消費税率と免税での販売動向等について現状と将来のモデルを構築し、その将来予測(試算)を明らかにした。

3. 研究の方法

既存の関係する先行文献や論文、資料、統計等の整理・分析をおこなった。また、韓国やタイ、台湾及び国内の免税店舗関係者からヒアリング調査を実施した。加えて、韓国や日本政府観光局や観光機構、地方の観光協会等の公的な観光に関わる機関関係者からもヒアリング調査を実施した。

更に、消費税免税店(輸出物品販売場)の店舗数が不明であったため、国税庁に行政文書開示請求を行い、初めてその件数を明らかにし、その名簿も開示により、地域別の分析をおこなった。同様に、輸出物品販売場における購入件数の詳細が不明であったため、各税関において、出国時に回収する輸出物品販売場での購入記録票の枚数を初めて、明らかにした(各税関への行政文書開示請求)。

このような方法で、本研究の前まで不明であった各免税店の状況が明らかにできた。なお、本研究において、想定していた外国人旅行者へのアンケート調査は、観光庁が平成25年1月~2月に「訪日外国人旅行者向け免税制度に関する実態調査」として実施し、その後も関連調査を「訪日外国人消費動向調査」として実施していたことや、政府航空局や各空港運営会社から調査許可の日程調整や保安上の問題等で困難であったため、今回は見合わせた。

4. 研究成果

(1)免税制度と免税店の分類の整理

我が国の免税店は、大きく関税やその他の酒税やたばこ税等の商品に係る税金も免税されるDuty Free Shop(空港型免税店)と消費税のみが免税されるTax Free Shop(消費税法上では「輸出物品販売場」)に分けられる。沖縄には、域外に出る国内旅客も免税の対象とする沖縄振興特別措置法(沖振法)により設置される沖縄型特定免税制度の特別販売施設があり、市内や空港国内線に立地している。また、それらを所在地や対象旅客、対象商品で概略すると表1のように説明されよう。

種別	設置場所	対象者	免税方式	免税対象	法根拠	店舗数
空港型免税店(DutyFree、保税販賣場) (注1)	空港、港湾	国内外出国者	事前免税	関税、酒税、たばこ税、消費税等	関税法	44(空港41、港湾3)
消費税免税店(TaxFree、輸出品販売場)	全国(市内)	外国人旅行者	事前免税	消費税	消費税法	19,779(注2)
特定免税店	沖縄県	沖縄(県)出島者(国内外旅行者)	事前免税	関税、酒税等(消費税を除く)	沖縄振興特別措置法	2(空港1、市内1)

注1: 空港型免税店は空港港湾以外の市内(東京銀座等)に2015年秋以降に設置されている。
注2: 国税庁資料2015年4月1日現在。
資料: 同(2012、2013、2014)、国税庁情報開示資料、財務省関税局「保税販賣場」資料および各空港等HP等より作成

(2)消費税免税店数の推移と地域分布

国内で最も多い店舗数がある輸出物品販売場(消費税免税店)の状況も、これまで明らかにされてなかった。本研究による行政文書開示請求資料によって、近年、急激に増加し、特に首都圏と近畿地域にその分布が集中していることがわかった(表2)。

地域	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	H22比	地域シェア
北海道	159	209	219	237	283	+78.0%	4.9%
東北	51	58	65	73	81	+58.8%	1.4%
関東・甲信越	1,625	2,001	2,120	2,288	2,948	+81.4%	51.0%
東海・北陸	305	320	340	356	464	+52.1%	8.0%
近畿	635	729	916	1,051	1,267	+99.5%	21.9%
中国・四国	124	121	134	160	176	+41.9%	3.0%
九州・沖縄	204	343	379	458	558	+173.5%	9.7%
計	3,103	3,781	4,173	4,623	5,777	+86.2%	100.0%

注1: 各年4月1日
資料: 筆者による国税庁「行政文書開示請求資料」(各年)より作成

また、その全5,777店舗を全国524税務署別にみみると、最も輸出物品販売場の店舗数が多かったのは、東京の渋谷や神宮前等地域を所轄する渋谷税務署で全国5,777の1割近い553店舗が集中しており、銀座を所轄する京橋税務署(285店舗)、六本木・赤坂・青山を所轄する麻布税務署(234店舗)の3税務署合計で1,072店舗と全国の2割近くを占め、表3に示す全国主要16税務署を合計すると、これらだけで3,050店舗と全国の半数以上を占める結果であった。このように免税店は全国の一部有名商業地域に偏在していることが本研究で初めて示された(表3)。

地域	税務署(主要所轄地区)	店舗数
東京	渋谷税務署(渋谷・神宮前・道玄坂)	553
	京橋税務署(銀座)	285
	麻布税務署(六本木・赤坂・青山)	234
	新宿税務署(新宿・西新宿)	185
	麹町税務署(丸の内・有楽町)	166
	江東西税務署(青海ダビル・シティ・ル・レタタリ等)	124
豊島税務署(池袋)	102	
横浜	横浜中税務署(元町・みなとみらい・横浜駅前)	137
大阪	大阪南税務署(心斎橋・千日前)	241
	大阪北税務署(梅田・中之島)	226
	大阪浪速税務署(なんば・天王寺)	139
神戸	神戸税務署(三宮・元町通)	105
名古屋	名古屋中税務署(栄・大須)	120
福岡	博多税務署(博多駅周辺)	222
	福岡税務署(天神・大名・渡辺通)	102
札幌	札幌中税務署(大通・札幌駅周辺)	109

資料: 国税庁情報開示資料(2014年4月1日現在)より作成

(3)世界の免税店市場と韓国企業の伸長

2011年の韓国の免税総販売額は世界の免税事情に詳しい調査会社である Generation

Research社(スウェーデン)によると、英国や米国等の国々を抑え世界シェアで第1位の10.1%を占めると分析している(日本は不明)。なお、世界の免税市場は米国ボストン・コンサルティング・グループによると2013年推計で前年比5%増の542億ドル(日経新聞2014.3.4)、Generation Research社の2012年推計で558億ドルとされ、両社の数値から概ね550億ドル(5兆5千億円)と想定される。将来的にも米国ボストン・コンサルティング・グループ推計で2015年に600億ドルとなり、これは、ほぼ日本の百貨店市場と同じ市場規模となる。

一方、主な韓国免税店運営企業はロッテ免税店(年間売上29億ドル、韓国市場シェア55%)、新羅(シーラ)免税店(同シェア32%)が2分しており、他に韓国観光公社、東和免税店、ウォーカーヒル免税店、パラダイス免税店(売上1500億円、利益30億円、新世界デパート運営)、済州空港免税店(ギャラリアデパート運営)である。韓国免税企業を販売額の世界順位で見ると、世界で11カ国に39店舗を運営するDFSグループが32.6億ユーロで世界1位であったものの、韓国企業もロッテ免税店が世界4位に、新羅免税店が8位と10位以内に2社が入っている(Moodie Report)。なお、我が国の企業では成田・羽田・関空の各空港内に免税店を有する日本空港ビルディング社が20位に入っているのみである。しかも、ロッテ免税店の4分の1以下の販売額となっており、免税店運営企業の差は大きいことがわかった(図1)。

また、日韓の免税に関する状況を比較すると、韓国においては免税に関する統計が詳細に出されているのに比べ、我が国では統計的な資料が何も明らかにされていない状況がわかった。

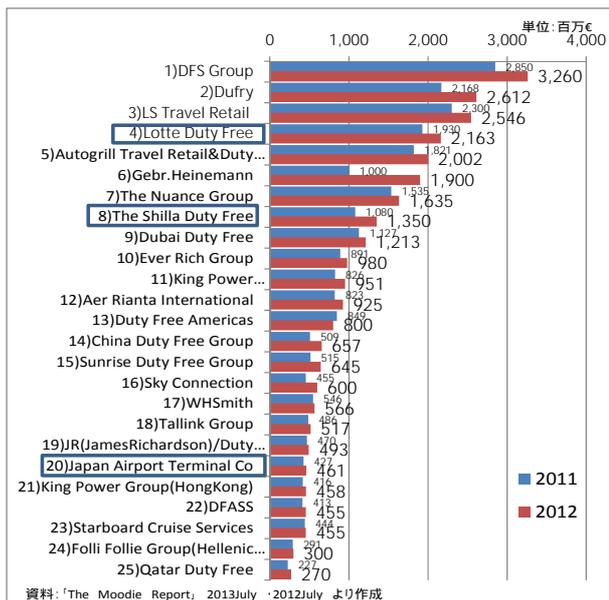


図1 世界の免税店販売額企業 TOP25

(4)国内空港別の消費税免税店利用状況

消費税免税店で購入した外国人観光客は、

パスポートに輸出物品購入記録票が添付され、それを必ず出国時に空港等の税関に提出することになっている。そこで、初めて全国9税関への記録票回収状況について行政文書の開示請求を行い、その実態を本研究で明らかにできた。平成27年1月-3月の出国外国人の97%を占める全国主要15空港等での回収状況をみると、回収票数が多いのは関西空港の89万枚、成田空港88万枚であり、羽田空港23万枚と合わせ15空港で合計249万枚の約80%を占めている。また、出国外国人1人あたりの平均回収票数は、函館空港の1.13から那覇空港の0.11までと空港間で大きな格差が発生していることがわかった。なお、15空港平均では0.61となっている(表4)。

表4 主要空港における免税品購入記録票の回収状況(平成27年1月~3月)

空港名	出国外国人数(A)	回収記録票数(B)	1人あたり平均記録票数(B/A)
成田空港	1,368,731	883,622	0.65
関西空港	964,333	891,363	0.92
羽田空港	536,505	227,840	0.42
福岡空港含む下関税関管内	454,116	117,510	0.26
新千歳空港	242,613	109,795	0.45
那覇空港	206,823	21,746	0.11
中部空港	194,676	175,968	0.90
函館空港	25,367	28,676	1.13
旭川空港	22,916	10,427	0.46
小松空港	14,799	6,648	0.45
広島空港	13,639	6,292	0.46
松山空港	11,842	6,035	0.51
仙台空港	8,537	2,597	0.30
新潟空港含む新潟税関管内	7,352	1,333	0.18
富山空港	7,116	4,709	0.66
上記15空港計(出国外国人の97%)	4,079,365	2,494,561	0.61
全国	4,217,941	-	-

注:平成27年1月~3月に回収された免税品購入記録票数が回答された空港のうち、外国人が7,000人以上出国した空港
資料:各税関への開示請求資料および出入国管理統計(法務省より作成)

(5)消費増税後と免税制度変更の影響

毎月の記録票回収状況が税関資料からわかる成田空港の平成26年1月から平成27年3月までの変化をみると、平成26年4月の消費増税の影響はほぼない状況であった。しかし、消費増税後の免税店の急増もあり、回収票数、出国外国人1人あたりの票数の双方が10月を境に大きく増加している状況が見てとれる(図2)。

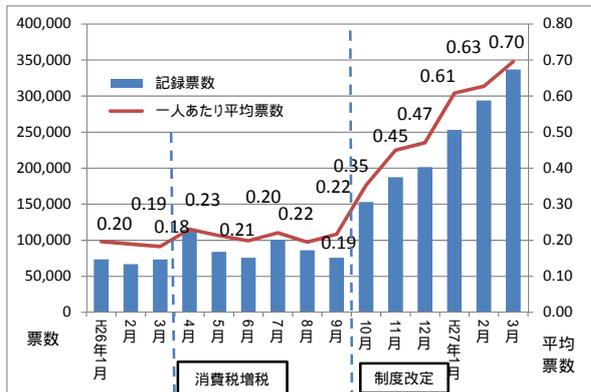


図2 成田空港での消費増税後と免税店利用数とその平均利用数(記録票回収数)

同様に地方空港として新千歳空港を例にとると、平成26年4月の消費増税の影響

はほぼない状況であった。しかし、消費増税後の免税店の急増もあり、回収票数、出国外国人1人あたりの票数の双方が10月を境に大きく増加している状況が見てとれる(図3)。

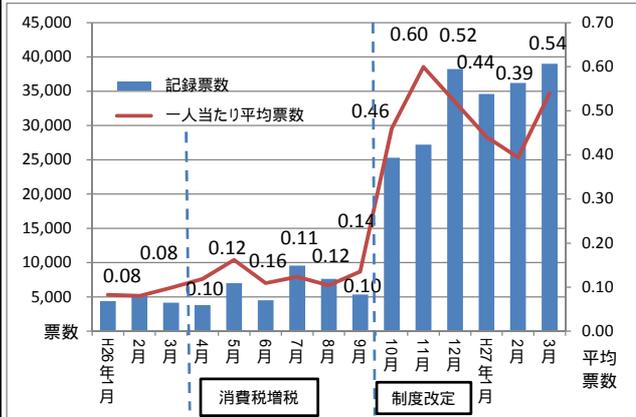


図3 新千歳空港での消費増税後と免税店利用数とその平均利用数(記録票回収数)

(6)消費増税後と免税制度変更の影響

本研究で明らかにした、これらの免税店利用の実態からモデルを作成すると、2020年の訪日外国人数が2,000万人になった場合には、現状の一人あたり利用率0.61で平均購入額4万円として、消費増税後の免税店だけで4,880億円と想定される。これが、現状の関西空港出国者なみの消費増税後利用率0.92になり、平均購入額も百貨店免税平均購入額(約8万円)に近い6万円になると想定すると、1兆1,400億円になると推計される。

(7)成果と今後の課題

本研究では、韓国を含めた免税制度やその状況を整理し、また、初めて商業地域別の免税店舗数や空港別の消費増税後免税店利用数やその外国人出国者の平均消費増税後免税店利用件数(平均購入記録票回収数)から明らかにし、消費増税後免税店利用に関する将来推計を行い、2020年には条件が揃えば1兆円以上にも想定されることをモデル化し明らかにした。

これらは、本研究がなければ、明らかにできなかった成果と考える。

表5 我が国の免税店や免税制度に関する検討すべき課題

概要	主内容
統計	現状把握(月間・年間・地域別等) ・免税店舗業態別 ・販売額(免税額) ・品目別(内外製品別)
制度	免税制度(自体) ・EU方式や直接還付方式
	免税品対象 ・食料品や化粧品、酒等拡大(H26拡大済)
	免税金額 ・最低購入金額変更(一般品、1万円超、消耗品5千円超) ・合算へ、税率上昇に対応し少額へ
	梱包等 ・消耗品の梱包やその包装方法等の簡略化
	電子化 ・書類作成時間短縮・記録保管期間7年の短縮 ・店舗側の事務簡略化
入国時免税 ・入国時免税店や入国時受取	
関係省庁の連携 ・税関、国税庁、観光庁等の連携強化(外国人観光消費増加、経済効果、地域振興、競合国との競争力確保、脱税防止等のため)	
地域格差	免税店舗数や規模 ・地方での免税店舗数 ・地方と都市部との店舗規模や品揃い
広報	免税制度・店舗所在 ・外国人や店舗向けDutyFreeとTaxFree区分や免税店の所在や地図等
イベント	免税セール ・免税店統一の夏冬等季節セール(外国人観光客の集客)
他	空港型免税店の都市部進出 ・都市中心部での空港型免税店(2015開店予定)(観光客の利便性や有効時間活用促進) 沖縄型免税店の改善 ・消費増税後の検討(TPP等関税とE化へ)

資料:河本光弘(2012, 13, 14)、業界ヒアリング等より作成

しかし、これからの我が国の免税店をより一層、観光振興や地域振興に生かすには表5のような検討すべき課題が多いことも明確になった。

<主たる引用文献>

観光庁編「各年版観光白書」、観光庁 2012・2013、2014

宮川博行「消費税の免税制度に関する一考察」、税大論叢、Vol.64、2010、p89-207

コナー・オクレリー(山形浩生・守岡桜訳)、「無一文の億万長者」、ダイヤモンド社、2009、p.70-71

日本税理士会連合会・中央経済社編、「消費税法規通達集」、中央経済社、2012

トラベルジャーナル、「免税制度改革の論点」週刊トラベルジャーナル 2013.5.20号、2013、p.10-23

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

河本光弘、「国際観光における免税店の役割と現状に関する研究 - 北海道を中心として - 」、日本観光研究学会第26回全国大会学術論文集、査読有り、日本観光研究学会、p.37~40

河本光弘、「我が国における免税店の現状と課題に関する研究 - 消費税高税率化を控えて - 」、日本観光研究学会第28回全国大会学術論文集、査読有り、日本観光研究学会、p.13~16

河本光弘、「ショッピング・ツーリズムにおける日韓比較研究 - 免税店を中心として - 」、総合観光学会「第26回全国学術研究大会(2014年)発表要旨集」、査読なし、総合観光学会、p15-18

河本光弘、「我が国における免税店の現状と課題 - 消費税増税と制度変更の影響を中心として - 」、日本観光研究学会「第29回全国大会学術論文集」、査読有り、第29号、2014、p49-52、

河本光弘、「急増する外国人観光客と免税店利用に関する研究 - 空港別にみる外国人出国者の消費税免税店利用実態 - 」、日本観光学会・総合観光学会「第28回春季全国学術研究大会(2015年)研究発表要旨集」、査読なし、総合観光学会、p18-19

〔学会発表〕(計5件)

学会発表「国際観光における免税店の役割と現状に関する研究 - 北海道を中心として - 」、日本観光研究学会第26回全国大会(大阪市阪南大学)、平成24年12月7日

学会発表「我が国における免税店の現状と課題に関する研究 - 消費税高税率化を控えて - 」、日本観光研究学会第28回全国大会(神奈川県厚木市松陰大学)、平成25年12月8日

学会発表「ショッピング・ツーリズムにおける日韓比較研究 - 免税店を中心として - 」、

総合観光学会、第26回全国学術研究大会(山口県下関市下関生涯学習プラザ)、平成26年6月21日

学会発表「我が国における免税店の現状と課題 - 消費税増税と制度変更の影響を中心として - 」、日本観光研究学会第29回全国大会(大阪市大阪府立大学)、平成26年12月7日

学会発表「急増する外国人観光客と免税店利用に関する研究 - 空港別にみる外国人出国者の消費税免税店利用実態 - 」、総合観光学会・日本観光学会共同全国大会、第28回全国学術研究大会(東京都世田谷区日本大学商学部)、平成27年6月27日

〔図書〕

特になし

〔産業財産権〕

特になし

〔その他〕

特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河本光弘 (KAWAMOTO, Mitsuhiro)

札幌国際大学観光学部・准教授

研究者番号： 50458147

(2) 研究分担者

特になし

(3) 連携研究者

特になし